

(公益財団法人東京都公園協会)  
(建設局)

(エ) 駐車場施設の設置に係る工事期間中の占用許可を適正に行うべきもの

協会は、管理許可を受けている代々木公園駐車場の舗装工事(工事期間:平成25. 8. 19～平成25. 8. 28)を行っている。この工事について、局及び協会は、路面の表層剥離や轍が著しいことから、利用者の安全確保のために、協会が管理許可受者の維持管理の範疇として緊急に施工したものであるとしている。

また、協会は、当該工事期間中、利用者の利便性を低下させないため、代替施設として隣接の臨時駐車場を、占用許可を受けずに使用したい旨の協議を局に対して行い、局は、管理許可施設の代替施設であるとして臨時駐車場の占用許可を不要としている。

しかしながら、当該工事は、協会が、管理許可を受けている駐車場の運営に当たって、維持管理に必要であるとして、自ら経費を負担して行っているものであり、局が、管理許可施設の代替施設であるとして占用許可が不要であるとの取扱いをしていないことは適正でない。

局は、駐車場施設の設置に係る工事期間中の占用許可を適正に行われたい。

(建設局)

(オ) 駐車場施設の設置許可を適正に行うべきもの

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可を受けなければならないとされている。

また、東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)第6条において、公園施設の設置許可を受けようとする者は、①設置の目的、②設置の期間、③設置の場所、④構造及び規模、⑤設置工事の期間等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。

ところで、駐車場施設の設置許可についてみると、協会は、葛西臨海公園において、駐車場の管理許可区域外に詰所(駐車場裏グレート清算所)を平成16年9月10日に設置しているが、申請を行わず、長年にわたり許可なく設置しており、適正でない。

協会は、駐車場施設の設置許可の申請を適正に行われたい。  
局は、駐車場施設の設置許可を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)  
(建設局)

(カ) 駐車場施設の設置承認を適正に行うべきもの

局は、駐車場の管理許可区域内に詰所や駐車券発行機、自動料金精算機等の駐車場施設を設置する場合は、協会に設置の承認の申請(以下「設置承認申請」という。)を行わせ、承認を行っている。

しかしながら、協会は、駐車場の管理のため必要であるとして、駐車場施設を設置しているが、表16のとおり、①申請を行っていないもの、②申請を行っているが承認がないものが認められ、適正でない。

協会は、駐車場施設の設置承認申請を適正に行われたい。  
局は、駐車場施設の設置の承認を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)  
(建設局)

(表16) 駐車場施設の設置の承認の状況

設置承認の状況	設置場所	設置物件
申請を行っていない	城北中央公園駐停車場 水元公園駐停車場 篠崎公園第1駐停車場 大泉中央公園駐停車場 城北中央公園駐停車場 舎人公園第2駐停車場 小金井公園第1駐停車場 赤塚公園駐停車場 石神井公園第1駐停車場 石神井公園第2駐停車場 神代植物公園第1駐停車場 武蔵野の茶公園第1駐停車場	詰所 駐車券発行機、 自動料金精算機、 カーブ等
協会は申請済みだが、承認がない		

オ 公園収益事業（自動販売機）について

(ア) 自動販売機設置に係る設置許可を適正に行うべきもの

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園（以下「公園」という。）に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可を受けなければならないとされている。

また、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第6条において、公園施設の設置の許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、①設置の目的、②設置の期間、③設置の場所、④構造及び規模、⑤設置工事の期間等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。

ところで、協会は、各公園内に自動販売機を設置しているが、次のとおり、適正でない事例が認められた。

ア 表17のとおり、設置許可を受けていないものがある。

イ 表18の自動販売機について、駐車場の管理の許可（以下「管理許可」という。）の際に、設置承認施設として申請し、承認を受けているとしている。しかしながら、駐車場の管理許可に伴う設置の承認は、駐車場の管理に要するものとして申請し、承認を受けるものであることから、駐車場の管理に要さない自動販売機を局は承認すべきではない。

協会は、自動販売機設置に係る設置許可の申請を適正に行われない、局は、自動販売機設置に係る設置許可を適正に行われない。

（公益財団法人東京都公園協会）  
（建設局）

（表17）設置許可を受けていないもの

設置場所	設置物件
雑司が丘公園第1駐車場	自動販売機1台
小金井公園サイクリングセンター	自動販売機4台
砧公園駐車場	自動販売機2台

（表18）駐車場の管理許可に伴う設置承認となっているもの

設置場所	設置物件
小金井公園第1駐車場	自動販売機2台
駒沢オリンピック公園第1駐車場	自動販売機1台
駒沢オリンピック公園第2駐車場	自動販売機1台
石神井公園第1駐車場	自動販売機1台

カ 公園収益事業（売店）について

協会は、公園収益事業として、水元公園、舎人公園及び小金井公園内において、バーベキュー用食料の販売及び器材の貸出を行うバーベキュー売店を、自ら運営している。利用に当たっては予約制とし、キャンセルした場合は、キャンセル料を徴収することとしている。このうち、小金井公園のバーベキュー売店は、平成25年3月に新規開業したものである。

(ア) 売店の設置工事に伴う占用許可を適正に行うべきもの

小金井公園バーベキュー売店は、協会が建設局から設置許可（許可期間：平成24.8.1～平成29.3.31）を受けて設置・運営しているものである。

ところで、この設置工事に伴う事務手続についてみると、協会は、本件売店に電気及び水道を供給するためとして、電線及び水道管などの占用許可を申請し（申請日：平成25.3.26、占用期間：平成25.4.1～平成30.3.31）、許可を受けている。

しかしながら、これらの物件の設置については、本件売店の設置許可に係る申請の時点で設計書に明示されているものであり、電線等の設置は期前を伴う工事であったことから、当該工事期間も含めて占用許可を申請すべきであるにもかかわらず、協会はこれを行わず、適正でない。

これにより当該物件の占用許可が漏れている期間に係る占用料は、表19のとおり、1か月当たり1万887円（監査事務局試算）となる。

協会は、売店の設置工事に伴う占用許可申請を適正に行われない、局は、売店の設置工事に伴う占用許可を適正に行われない。

（公益財団法人東京都公園協会）  
（建設局）

（表19）占用許可が漏れている物件に係る占用料の試算

占用物件	占用数量	月当たり単価	月当たり占用料
電線(0.085Φ)	108.3m	36円/m	3,924円
電線(0.065Φ)	108.3m	36円/m	3,924円
水道管(0.048Φ)	38.6m	36円/m	1,404円
仕切弁	1か所(0.31㎡)	183円/か所	183円
下水道管(0.165Φ)	19.7m	36円/m	720円
汚水栓	1か所(0.52㎡)	183円/か所	183円
受変電設備	2.55㎡	183円/㎡	549円
合計			10,887円

(注) 占用料の算定の際は、占用数量の端数を切り上げて単価を乗じる。

(イ) パーベキュー売店のキャンセル料に係る未収金を計上すべきもの

協会は、水元公園、舎人公園及び小金井公園において、パーベキュー売店を運営している。利用は予約制であり、キャンセルした場合は、表20のとおり、キャンセル料を徴収することとし、キャンセルが発生した場合、各公園から本社公園事業部へ報告し、本社公園事業部は、表21のとおり、キャンセル者に対してキャンセル料を請求している。

ところで、このキャンセル料の会計処理についてみたところ、協会は、請求により債権が発生しているにもかかわらず、未収金として計上しておらず、適正でない。

協会は、パーベキュー売店のキャンセル料に係る未収金を計上されたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表20) パーベキュー売店におけるキャンセル料の定め

公園名	キャンセル料の定め	
	件数	金額
水元公園	前々日12:00以降のキャンセル	料金の50%
	当日のキャンセル又は連絡なし	料金の100%
舎人公園	前日12:00以降のキャンセル	料金の50%
小金井公園	当日のキャンセル又は連絡なし	料金の100%

(表21) キャンセル料請求状況

(単位: 円)

年度	公園名	請求		入金		未収	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成24年度	水元公園	32	295,470	22	202,990	10	92,480
	舎人公園	29	300,920	21	202,840	8	98,080
	計	61	596,390	43	405,830	18	190,560
平成25年度	水元公園	12	86,170	9	71,320	3	14,850
	舎人公園	11	83,690	8	58,410	3	25,280
	小金井公園	10	105,020	9	75,320	1	29,700
	計	33	274,880	26	205,050	7	69,830

(注) 小金井公園については、平成25年3月に開業しており、平成24年度の実績はない。

(ウ) パーベキュー売店の収入確保及びキャンセル料の発生防止の取組を検討すべきもの

協会は、葛西臨海公園において、パーベキュー売店を、委託により運営している。

この委託売店については、直営により運営している売店同様、キャンセル料を徴収しているが、平成24年度及び平成25年度において、キャンセル料の徴収実績はない。

これは、委託業者が、キャンセルの申出があった際に、利用日の変更や延期等を案内することで、収入を確保し、キャンセル料を発生させない運営をしていることによるものである。

一方、直営売店では、前述指摘(イ)の表21のとおり、キャンセル料が発生している。

直営と委託による運営という手法の違いはあるものの、運営主体はいずれも協会である。

都立公園において、同種のサービスを提供するに当たり、公平性の確保やサービスの質の向上を図りつつ、より効率的な運営を行う観点から、委託売店の運営方法を参考にすると、収入確保及びキャンセル料発生防止の取組を検討する必要がある。

協会は、直営売店においても、収入確保及びキャンセル料発生防止の取組を検討されたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

キ 指定管理者制度による都市公園等の管理運営について

「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」(総務局行政改革推進課、最終改正：平成25年3月15日。施行：平成25年4月1日)において、指定管理者制度を導入した公の施設については、その管理運営状況について、所管局が第三者の視点を含めた評価を実施することを定めている。

この指定管理者の管理運営状況に関する評価は、都と指定管理者で合意したサービスの履行及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が守るべき事項について確認を行うことを目的としている。

管理運営状況の確認に当たって、所管局は、

- ① 指定管理者から提出された毎月又は四半期ごとの履行確認書を確認・分析し、履行状況が協定及び事業計画どおりとなっていることを検証し、改善が必要な場合は、改善のための指導・監督を行う
- ② 指定管理者から提出された年度終了後の事業報告書を、確認・分析する
- ③ 上記の確認・分析のほか、指定管理者の管理運営状況を把握するため適宜実地調査を実施するなどされている。

(ク) 都市公園の管理運営を適切に行うべきもの

建設局は、都市公園の管理運営を指定管理者である協会に行わせており、協会は、施設管理、占用許可事務等の指定管理業務を行っている。

このうち、占用許可事務の流れは図1のとおりであり、協会は局から提示されている占用許可基準に基づき、占用許可申請の受付や、占用状況の確認・監督を行っている。

しかしながら、表22の公園において、協会が使用者となる占用に関して、前述の指摘「エ 公園収益事業(駐車場)について」のとおり多くの不遵守事例が発生している。

本来、協会は、指定管理者として占用状況の確認・監督を行う立場であるにもかかわらず、協会自らの占用について、これがなされておらず、管理が適切とはいえない状況となっている。

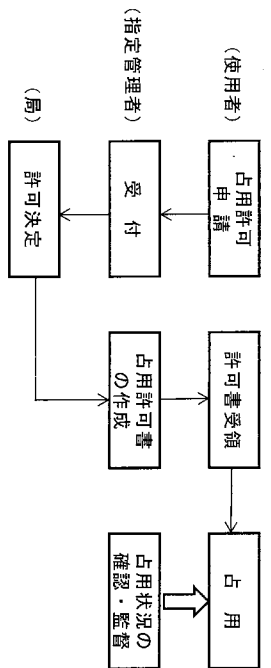
また、局は、履行状況を確認・分析し、履行状況が協定及び事業計画どおりとなっていることを検証することになっていないにもかかわらず、また、占用許可は、局が行っているにもかかわらず、この状況を把握できておらず、適切でない。

協会は、都市公園の管理運営を適切に行われたい。

局は、指定管理業務の管理運営状況の確認・分析を適切に行うとともに、協会に対して、適切な管理運営を行うよう指導・監督されたい。

(公益財団法人東京都公園協会)  
(建設局)

(図1) 占用許可事務の流れ



(表22) 協会が管理運営を行っている都市公園における臨時駐車場運営状況

指定管理施設	臨時駐車場を運営している公園
防災公園グループ	本場公園、代々木公園、和田堀公園、城北中央公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、小金井公園、武蔵野の森公園
都市部の公園・南部グループ	蘆花恒春園、砧公園
都市部の公園・北部グループ	浮間公園、赤塚公園、石神井公園
神代植物公園	神代植物公園

(イ) 履行状況の検証を適切に行うべきもの

局は、都市公園等の指定管理料について、当初、指定管理者が提案し選定を受けた事業計画書の金額に対して増額して協定を締結しており、平成24年度及び平成25年度の増額の概要は表23のとおりである。

このうち、協会が指定管理者として管理運営を行っているものについてみたところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。

a 樹木重点処理について、利用者の多い主要な園路や子どもが利用する遊具広場周辺等において、防犯面にも配慮した安全管理の徹底を図るため行うものとしているが、これは、本来行うべき指定管理業務と密接に関連するものであり、指定管理者が事業計画書により提案し、実施しているものとの判別ができないことから、双方の履行状況の確認・分析ができない。

b 防災拠点機能の緊急対策について、災害時の活動拠点や避難場所に指定されている公園の防災機能が、緊急時に円滑に発揮されるよう、支障となる樹木の管理を強化し、公園の機能の向上を図るものとしているが、これは、防災公園及び災害時の活動拠点や避難場所に指定されている公園において、本来行うべき指定管理業務と密接に関連するものであり、指定管理者が事業計画書により提案し、実施しているものとの判別ができないことから、双方の履行状況の確認・分析ができない。

c 便所特別清掃について、主要な出入口や広場周辺等の利用の多い便所において、利用者に快適で清潔な便所を提供するため行うものとしているが、一部の公園では、指定管理者が事業計画書により提案し、実施しているものである。これについて、局は、指定管理者がこれに代わる業務を行い、その経費に充てているとしているが、その業務内容及び実績が確認できない。

d 指定管理料には、台風、大雨、大雪等によって生じた被害等に対応する緊急対応等経費(注)が含まれているが、指定管理者は、台風、大雪等によって生じた被害等の対応を、この増額分によっても実施している。このため、双方の履行に係る経費負担区分の妥当性が確認できない。

e ソーラーバッテリー取替について、平成15年度設置を基準として、耐用年数を迎えたものを順次取り替えるものとして、対象公園を列挙しているにもかかわらず、局は、指定管理者に実績を報告させておらず、その履行状況を把握していない。

局は、この増額分の計画及び報告について、指定管理業務の計画及び履行状況の確認時に併せて確認し、適切であるとしている。しかしながら、指定管理者の提案した事業計画書及び緊急対応等経費列挙など指定管理業務と密接に関連しているにもかかわらず、業務の対象及び水準を明確に示していないこと、また、それに基づいた報告を求めないことから、増額分の妥当性及び指定管理業務の履行状況の適正性が検証できない状況となっ

ており、適切でない。

また、指定管理者制度は、事業計画書に基づき履行状況を検証し、管理運営状況評価するものであることから、この状況は、その有効性をも損なうこととなり、適切でない。局は、履行状況の検証を適切に行われたい。

(建設局)

(注) 緊急対応等経費

建設局は、「緊急対応等経費」執行の手引きにより以下のように定めている。

- ・目的：指定管理者が行う業務のうち、災害時等の緊急対応業務や利用者要望の高い施設補修業務等に対処するために計上したものである。
- ・経費の使途：
  - ① 台風、大雨、大雪等によって生じた被害等に対する一時対応経費(ただし、1件当たり30万円未満のものを除く。)
  - ② 1件当たり30万円以上の補修修繕業務で、緊急性を要するもの
  - ③ その他、利用者の安全性や利便性等を改善する上で必要となる補修工事等で、都との協議により行う業務
- ・金額の決定等：年間に執行する緊急対応等経費の総額は、都と指定管理者が協議の上、執行計画書において決定する。

台風、年度末の大雪等の災害時対応を念頭に置き、計画的な執行に努めること。執行計画で定めた経費総額を超える場合は、現地の状況や規模、緊急性などを勘案し、都と指定管理者が協議の上、適切に対処するものとする。

(表23) 増額の概要

項目	内容
樹木重点処理	実施対象：主要な園路及び子供が利用する遊具広場周辺等 実施内容：高所における枯れ枝の除去、枯損木伐採、遮断化した樹林地の樹木伐採及び投落かし
防災拠点機能の緊急対策	実施対象：緊急車両の進入路、活動拠点となる広場周辺等 実施内容：高所における枯れ枝の除去及び枯損木伐採
便所特別清掃	実施対象：主要な園路、広場周辺等の便所から優先的に実施 実施内容：便器、床面、排水管の尿石の除去、内外壁の高圧洗浄等 実施頻度：年1回
ソーラーバッテリー取替	実施対象：年1回 実施内容：ソーラー式照明、入口表示灯 実施時期：平成15年度設置を基準として、耐用年数を迎えたものを順次取替
鋼材緊急塗装	対象公園：木場公園など10公園 実施対象：公園灯、野球場防球ネット支柱等 実施内容：高所を含めた鋼材部材の再塗装 対象公園：<公園灯> 平成24年度：芝公園など29施設 平成25年度：芝公園など33施設 <野球場> 平成24年度：善福寺川緑地及び武蔵野公園 平成25年度：光が丘公園
管理規模増	指定管理の範囲などの管理規模が増えた場合

3 意見・要望事項

(1) 局

ア 公園と公園駐車場の管理の在り方について検討すべきもの

公園駐車場（有料駐車場）については、別項指摘事項(2)「エ 公園収益事業（駐車場）について」(ウ)で示した不適正事例と同様の事例を、平成19年行政監査においても指摘し、公園と公園駐車場の一体的管理など、その在り方を検討すべきとして意見・要望している。これに対して局は、不適正事例を改善するとともに、「都立公園駐車場あり方についての基本方針」（平成20年12月25日付20建公建第216号、公園緑地部長決定）を策定し、公園と公園駐車場（有料駐車場）は、指定管理者と公園駐車場管理許可受者とは、それぞれ管理するとした。

また、指定管理者共通仕様書に、両者の連携について明示することなどにより、公園利用者の利便性の向上及び公園駐車場の適切な管理に努めるとした。

しかしながら、平成19年行政監査と同様の不適正事例が、同公園の同箇所において再発しているなど、臨時駐車場の占用に関する管理が適切なものとなっておらず、不適正事例発生の原因を分析した抜本的な改善を要する状況となっている。

元来、公園駐車場は、公の施設である公園の便益施設であることから、公園と公園駐車場を指定管理者が一体管理することが可能であり、これにより、

- ① 臨時駐車場に係る占用許可事務の軽減による事務の効率化
  - ② 事前に予測できない需要や満車時点での即時開場など、臨時駐車場について機動的な対応及び柔軟な公園利用が可能となることによる利用者サービスの向上
  - ③ 公園駐車場の収益性によって指定管理料が低減するなど、経済性の発揮など、効果的かつ効果的な管理が期待できる。
- 局は、こうした視点を踏まえ、公園と公園駐車場の管理の在り方を改めて検討する必要がある。
- 局は、公園と公園駐車場の管理のあり方について検討されたい。

（建設局）

第5 運営状況の概要

1 運営状況

公益財団法人である協会の事業は、公益目的事業と収益事業に大別される。協会の事業体系は、表2.4のとおりである。

（表2.4）協会の事業体系

公益目的事業		収益事業	
公1事業	都市緑化及び公園緑地等に関する普及啓発、利用促進及び防災機能の強化	a 普及・都民交流事業 b 総合カレッジ事業 c サポーター基金事業 d 公園運営事業 e 庭園運営事業 f 霊園・葬儀所運営事業 g 調査・研究事業	a 緑化助成 b 緑化普及 c 水辺輝力アップ事業 d 水上册活用事業 e 河川・水辺保全業務
公2事業	東京都都市緑化基金の造成、管理及び運用	a 緑化普及 b 水辺輝力アップ事業 c 水上册活用事業	a 緑化助成 b 緑化普及 c 水辺輝力アップ事業 d 水上册活用事業
公3事業	河川及び水辺環境に関する普及啓発、利用促進、施設管理及び防災機能の強化	a 緑化普及 b 水辺輝力アップ事業 c 水上册活用事業	a 緑化助成 b 緑化普及 c 水辺輝力アップ事業 d 水上册活用事業
収益事業（収1事業）	公園、庭園及び葬儀所に設置された売店、飲食店、駐車場の経営	a 緑化普及 b 水辺輝力アップ事業 c 水上册活用事業	a 緑化助成 b 緑化普及 c 水辺輝力アップ事業 d 水上册活用事業
公園収益事業	公園、庭園及び葬儀所に設置された売店、飲食店、駐車場の経営	a 緑化普及 b 水辺輝力アップ事業 c 水上册活用事業	a 緑化助成 b 緑化普及 c 水辺輝力アップ事業 d 水上册活用事業
水辺収益事業	河川事業未利用地を活用した定期駐車場の経営等	a 緑化普及 b 水辺輝力アップ事業 c 水上册活用事業	a 緑化助成 b 緑化普及 c 水辺輝力アップ事業 d 水上册活用事業

(1) 事業実績

ア 公益目的事業

(ア) 公1事業

都立公園等の公の施設を指定管理者として管理運営するなど、都市緑化及び公園緑地等に関する普及啓発、利用促進及び防災機能の強化に係る事業である。

a 普及・都民交流事業

緑と水の普及・啓発や、公園で活動するボランティアの支援等を通じて、多くの都民が参加できる多様なプログラムを提供し、公園の利用促進を図る事業である。なお、協会は、平成24年度において、都と、公益財団法人都市緑化機構が主催する、第29回全国都市緑化フェアTOKYO（以下「フェア」という。）の特別協賛者として、フェアのメイン会場のうち、日比谷公園及び浜離宮恩賜庭園における事業の企画、運営等を行っている。

普及・都民交流事業の主な事業実績は、表2.5のとおりである。

(表25) 普及・都民交流事業の主な実績

項目	主な内容	実績項目	実績	
			平成24年度	平成25年度
都民協働事業	・都民協働の推進 ・協働団体への支援	公園ボランティアに対する業務研修	6回	7回
地域・関係団体との連携	・ボランティア活動支援 ・首都圏公園緑地協働団体協力事業	ボランティア活動支援のための助成金交付団体	107団体	112団体
利用促進・PR	・ホームページ、広告等によるPR ・広報誌「緑と水のひろば」の発行 ・「東京ボランティアフェス」(東京都公園協会主催)の運営 ・自転車貸出業務	自転車貸出業務(貸出台数)(収入額)	192,891台 31,231,110円	183,477台 31,300,440円
出版	・専門誌「都市公園」の発行 ・専門図書「東京公園文庫」の発行	「都市公園」の発行	4回	4回
全国都市緑化フェア	・第29回全国都市緑化フェアTOKYOのメイン会場のうち、日比谷公園と浜離宮恩賜庭園における事業の企画、運営等	開催期間	平成24年9月29日～10月28日(30日間)	—

b 総合カレッジ事業

広く都民が緑と水に関し、その知識を深めていくことを促進する事業である。事業の主な内容は、緑や水に関する講座や企画展示等の実施、公園緑地や緑に関する図書や資料の収集・調査、公園等に関する調査・研究や緑化活動に取り組み個人や団体を顕彰する東京都公園協会賞の実施などである。主な事業実績は、表26のとおりである。

(表26) 総合カレッジ事業の主な実績

項目	主な内容	実績項目	実績	
			平成24年度	平成25年度
緑と水の市民カレッジ講座	・講座プログラムの企画・運営	開催日数 参加者数	249日 6,197名	197日 4,622名
みどりの①プラザ	・緑や都市環境、ボランティア活動に関する情報発信	入場者数	14,450名	13,960名
東京グリーンツアーカイアス	・緑の専門図書館の運営 ・資料収集・整理・保存	保有資料数	158,118点	160,308点
東京都公園協会賞	・緑化活動や公園・庭園に関する調査・研究活動に取り組み個人・団体に対する賞	受賞者数(団体を含む)(最優秀賞)(優秀賞)(奨励賞)	1名 3名 8名	1名 3名 8名
東京パークスタジアムラリー	・緑と水に関する活動成果の発表の場の提供(日比谷グリーンサロンの上野・上野グリーンサロン)	展示会開催回数(日比谷)(上野)	25回 36回	24回 37回

c サポーター基金事業

都立公園や庭園を支援する個人・企業等からの寄付や募金により設置された「都立公園サポーター基金」を活用して、都立公園等において展示やイベント等を開催し、都立公園等の活性化を促進する事業である。主な事業実績は、表27のとおりである。

(表27) サポーター基金事業の主な実績

項目	主な内容	実績項目	実績	
			平成24年度	平成25年度
都立公園サポーター基金	・都立公園等において、展示やイベント等、その魅力を感じ、楽しむ機会を提供する事業の実施	実施事業数	22件	27件

d 公園運営事業

協会は、指定管理者として、都立公園等42か所について、施設の維持管理、利用者案内、施設使用料の徴収事務などの公園運営事業を行っている。また、防災公園グループを中心に地域防災訓練の実施や必要資料の配備を行うなど、公園の防災対応力の強化を図っている。対策施設は、表28のとおりである。

(表28) 対策施設一覧

① 防災公園グループ(12か所)及び葛西海浜公園

名称	所在地	面積 (㎡)	入園者数 (人)
木場公園	江東区	238,711	2,781,424
代々木公園	渋谷区	540,529	11,456,416
善福寺川緑地	杉並区	173,763	1,558,298
和田船公園	杉並区	260,503	2,709,594
城北中央公園	板橋区、練馬区	262,369	1,238,022
光が丘公園	練馬区、板橋区	607,824	5,110,458
舎人公園	足立区	629,467	881,983
水元公園	葛飾区、埼玉県三郷市	933,510	3,475,180
篠崎公園	江戸川区	392,755	1,648,260
葛西臨海公園	江戸川区	895,861	3,074,000
葛西海浜公園	江戸川区	4,117,473	535,901
小金井公園	小金井市、小平市、西東京市、武蔵野市	799,127	1,967,047
武蔵野の森公園	調布市、府中市、三鷹市	384,881	844,078

(注) 面積は平成25年度末現在、入園者数は平成25年度のものである(以下同じ)。

② 都市部の公園・南部グループ（8か所）

名称	所在地	面積 (㎡)	入園者数 (人)
日比谷公園	千代田区	161,637	5,471,438
芝公園	港区	122,501	879,803
林猷の森公園	品川区、目黒区	120,763	1,100,737
蓮花恒春園	世田谷区	80,304	1,173,717
砦公園	世田谷区	391,777	1,880,812
狛御谷公園	世田谷区	90,221	828,454
明治公園	新宿区、渋谷区	57,309	1,651,137
青山公園	港区	40,018	325,708

③ 都市部の公園・北部グループ（6か所）

名称	所在地	面積 (㎡)	入園者数 (人)
戸山公園	新宿区	186,807	642,156
善福寺公園	杉並区	78,622	463,842
浮間公園	板橋区、北区	117,330	704,916
赤塚公園	板橋区	254,185	1,088,646
石神井公園	練馬区	225,650	2,226,385
大泉中央公園	練馬区	103,000	300,486

④ 多摩部の公園グループ（5か所）

名称	所在地	面積 (㎡)	入園者数 (人)
陵南公園	八王子市	59,534	378,173
小宮公園	八王子市	251,719	147,807
滝山公園	八王子市	266,849	21,425
大戸緑地	町田市	136,244	664
秋留台公園	あきる野市	118,447	1,055,379

⑤ 神代植物公園

名称	所在地	面積 (㎡)	入園者数 (人)
神代植物公園	調布市	488,197	625,734

⑥ 多摩丘陵グループ（5か所）

名称	所在地	面積 (㎡)	入園者数 (人)
長沼公園	八王子市	362,470	37,445
綾ヶ丘公園	多摩市	335,519	203,228
平山城址公園	八王子市	120,014	41,406
小山田緑地	町田市	432,618	266,616
小山内麓公園	八王子市、町田市	459,211	784,627

⑦ 自然公園等（4か所）

名称	所在地	面積 (㎡)	入園者数・入観者数 (人)
小峰公園	あきる野市	108,420	67,861
奥多摩ビクターセンター	奥多摩町	1,011	28,989
大和山公園	小笠原村	153,126	392,279
小笠原ビクターセンター	小笠原村	1,053	20,162

e 庭園運営事業

協会は、指定管理者として、都立文化財庭園9か所について、施設の維持管理、利用者案内、占用料の徴収事務などの庭園運営事業を行っている。  
庭園運営事業については、庭園入場料及び有料施設の利用料金を、指定管理者の収入とする利用料金制が導入されている。

平成25年度の入園者数は241万6,225人で、平成24年度(264万307人)と比較して、22万4,082人(8.5%)減少している。

対象施設及び入園者数等は、表29のとおりである。

(表29) 対象施設（文化財庭園グループ）、入園者数及び利用料金収入

名称	所在地	面積 (㎡)	入園者数 (注1) (人)		利用料金収入 (注2) (円)	
			平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
浜離宮恩賜庭園	中央区	250,216	643,068	590,234	137,097,074	125,872,210
旧芝離宮恩賜庭園	港区	43,175	130,093	135,072	13,874,900	13,475,100
小石川後樂園	文京区	70,847	279,630	260,133	68,841,150	62,854,060
旧岩崎邸庭園	台東区	18,235	215,752	196,302	61,498,280	55,636,480
六義園	文京区	87,809	712,889	592,020	153,990,110	119,593,440
向島百花園	墨田区	10,886	138,918	143,212	12,269,510	12,348,670
清澄庭園	江東区	81,091	179,438	163,885	27,306,430	25,376,750
旧古河庭園	北区	30,781	242,325	237,257	27,251,140	25,944,760
股ヶ谷戸庭園	国分寺市	21,124	98,194	98,110	8,697,890	8,218,950
計 (9か所)		614,164	2,640,307	2,416,225	510,826,484	449,320,420

(注1) 無料入園者数を含む。

(注2) 入園料と施設使用料の合計額



f 霊園・葬儀所運営事業

(a) 霊園

協会は、指定管理者として、都立霊園8か所について、墓地管理、墓所使用許可、霊園管理料等に係る事務や施設の維持管理などの霊園運営事業を行っている。  
平成25年度の都立霊園の使用人数は27万80人で、平成24年度(26万7,439人)と比較して、2,641人(1.0%)増加している。  
霊園、納骨堂及び斎場の規模、使用実績等は、表3.0から表3.2のとおりである。

(表3.0) 霊園の規模及び使用実績

名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	平成24年度		平成25年度	
			使用人数	埋蔵数	使用人数	埋蔵数
青山霊園	港区	263,564	14,907	124,782	15,016	127,206
谷中霊園	台東区	102,537	6,553	50,887	6,705	51,898
染井霊園	豊島区	67,911	3,991	29,478	3,982	29,633
雑司が谷霊園	豊島区	106,110	8,447	69,805	8,422	69,798
八柱霊園	千代田区	1,046,488	75,821	296,029	76,896	299,080
八王子霊園	八王子市	644,305	34,586	95,053	34,581	96,447
多磨霊園	府中市	1,280,237	72,986	403,728	73,299	424,275
小平霊園	小平市	653,545	50,148	182,671	51,179	171,546
	東村山市					
	東久留米市					
計		4,164,677	267,439	1,232,433	270,080	1,269,883

(注) 短期収蔵施設、一時収蔵施設を除く。

(表3.1) 納骨堂(短期収蔵施設、一時収蔵施設)の規模及び使用実績

名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	遺骨保管数(個)		
			平成24年度	平成25年度	短期収蔵
雑司が谷霊園納骨堂	豊島区	2,218	2,404	8,050	2,385
八柱霊園納骨堂	千代田区	164	1,772	—	1,995
多磨霊園みたま堂	府中市	3,518	4,349	—	4,430
計		5,900	8,525	8,050	8,810

(注) 一時収蔵施設：使用期間1年で、毎年更新により最長5年間使用できる納骨堂  
短期収蔵施設：使用期間5年で、更新が可能な納骨堂

(表3.2) 斎場の規模及び使用実績

名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	使用件数(件)	
			平成24年度	平成25年度
雑司が谷霊園茶室	豊島区	71	296	294

(b) 葬儀所

協会は、指定管理者として、葬儀所1か所について、施設の使用受付、火葬業務、施設の維持管理などの葬儀所運営事業を行っている。  
対象施設の規模、使用実績等は、表3.3のとおりである。

(表3.3) 葬儀所の規模及び使用実績

名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	平成24年度		平成25年度		
			火葬件数	棺保管件数	火葬件数	棺保管件数	
瑞江葬儀所	江戸川区	37,572	7,512	356	4,350	7,620	685

(単位：件)

g 調査・研究事業

公園管理等で培った資源・ノウハウを活かし、緑と水辺に関する調査研究事業を行うことにより、植物の保全・育成に係る技術や、公園施設の維持管理に係る技術を広く外部に提供するなど、緑と水辺から東京の景観創造への寄与を図る事業である。  
主な事業実績は、表3.4のとおりである。

(表3.4) 調査・研究事業の主な実績

項目	主な内容	実績項目	実績	
			平成24年度	平成25年度
樹木・樹林の健全育成事業	・樹木診断技術の外部発信 ・樹木病虫害対策	樹木診断実施回数 樹木点検員認定研修	21回 1回	57回 1回
技術改善事業	・技術マニュアル作成 ・技術業務・研究発表会の開催	技術業務・研究発表会の開催	1回	1回
江戸園芸植物の保全・育成・活用事業	・公園・庭園に残る江戸園芸植物等の保存・育成・活用	—	—	—

(イ) 公2事業

東京都都市緑化基金の造成、管理及び運用に係る事業である。  
東京都都市緑化基金は、都の出えん金及び個人や企業・団体からの寄付金による基金で、昭和60年7月に協会に設置された。協会は、この基金を管理し、その運用益を活用し、都内の民有地緑化を推進する事業を行っている。  
平成24年度及び平成25年度における基金の造成状況は表3.5のとおりであり、基金の活用状況は表3.6のとおりである。

(表35) 基金の造成状況

(単位：千円)

年 度	基金造成額	基金累計額(年度末)
平成24年度	25,093	2,729,622
平成25年度	22,108	2,751,731

(表36) 基金の活用状況(基金の運用益及び公2事業の事業費)

(単位：千円)

年 度	運 用 益	事 業 費
平成24年度	42,540	79,619
平成25年度	42,877	41,891

(注) 平成24年度は、収益事業等会計から振替を受け、事業費を執行している。

a 緑化助成

緑豊かな街づくりを推進するため、助成金の交付や専門家の派遣等を行う事業である。事業の主な内容は、公益性の高い施設緑化工事などに対する助成金の交付、地域の緑化活動に対する専門家の派遣などにより、地域住民が連携して主体的、継続的に緑化活動を行うことを支援する「まちなか緑化活動支援」などである。

主な事業実績は、表37のとおりである。

(表37) 緑化助成の主な実績

項 目	主な内容	実績項目	実 績	
			平成24年度	平成25年度
街かど緑化支援	・公益性の高い施設等の地上部、壁面の緑化事業に対する助成	助成件数	13件	7件
花壇・庭づくり活動支援	・ボランティア団体や学校における花壇づくり等の活動費の一部助成	助成件数	75件	69件
まちなか緑化活動支援	・地域による主体的な緑のネットワーク構築のため、専門家の派遣や緑化工事への助成を行うモデル事業	対象地区数	2地区	1地区
界わい緑化推進プログラムに基づく緑化活動支援	・都及び区市町村が定める界わい緑化推進プログラムの実施などによる支援	対象地区数	2地区	3地区

b 緑化普及

個人や企業・団体からの寄付を募るための東京都都市緑化基金の周知・広報や、緑化意識の啓発のための花の種子、球根の配布など、都市緑化の普及を図る事業である。主な事業実績は、表38のとおりである。

(表38) 緑化普及事業の主な実績

項 目	主な内容	実績項目	実 績	
			平成24年度	平成25年度
都市緑化の普及・啓発	・公園イベント等における募金活動及び広報誌等によるPR	広報誌掲載回数	4回	4回
花の種子配布	・緑化意識啓発のための花の種子と球根の配布	配布件数	600件	300件

(ウ) 公3事業

河川及び水辺環境に関する普及啓発、利用促進、施設管理及び防災機能の強化に係る事業である。

a 水辺魅力アップ事業

水辺環境保全活動を行うボランティア団体の支援、地元自治会等と連携したイベントの開催、水上バスを利用した防災訓練の実施など、地域と連携した活動を行うことにより、水辺に触れ合う機会を提供し、河川愛護精神の普及啓発を図る事業である。主な事業実績は、表39のとおりである。

(表39) 水辺魅力アップ事業の主な実績

項 目	主な内容	実績項目	実 績		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
水辺地域連携	・ボランティア団体等への助成 ・水上バスによる防災訓練の実施	河川ボランティア助成回数 防災訓練実施回数	51件 10回	52件 11回	
水辺教育・学習	・リバーガイドボランティアの育成・活用 ・水上バスによる水辺環境学習等の実施	水辺乗船学習の実施回数	28回	25回	
水辺利用促進・PR	・賑わいイベントの開催	開催回数	3回	3回	

b 水上バス活用事業

災害時に帰宅困難者や救援物資の輸送を担う船の所有船舶3隻(水上バス「さくら」、「あじさい」、「こすもす」)を平常時に有効活用するため、協会が平成23年度に導入した小型船舶「カワセミ」とともに、水上バスの運航を行う事業である。水上バスの概要は、表40のとおりであり、運行便数及び乗船者数は、表41のとおりである。

(表40) 運行する水上バスの概要

名称	総トン数(トン)	客定員(人)
さくら	54	140
あじさい	54	140
こすもす	76	200
カワセミ	17	65

(表41) 水上バスの運行便数及び乗船者数

年度	運転便数(便)	乗船者数(人)
平成24年度	3,714	235,080
平成25年度	3,478	208,342

ｃ 河川・水辺保全業務  
 防災船着場等の河川管理施設や水上バスの維持管理業務、都が行う土砂災害対策や河川工事の補助業務、隅田川テラスの抽抜管理等の水辺環境保全業務など、河川・水辺の保全業務を行う事業である。  
 主な事業実績は、表42のとおりである。

(表42) 河川・水辺保全業務の主な実績

項目	主な内容	実績項目	実績	
			平成24年度	平成25年度
河川管理施設等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調節池管理</li> <li>・都が整備した防災船着場等の管理</li> <li>・都が所有する水上バスの保守管理</li> </ul>	対象施設数 対象防災船着場数 対象船舶数	10か所 11か所 3隻	10か所 11か所 3隻
遊覧船等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区が整備した船着場等の管理</li> </ul>	対象施設数	2か所	9か所
水辺環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隅田川及び新河岸川テラスの水辺環境保全業務</li> </ul>	対象規模	延長57.9km	延長28.8km
暫定保留施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定保留施設の管理運営</li> </ul>	収容受数	654隻	664隻
防災船着場の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災船着場における一般船舶の平常時利用に関する業務</li> </ul>	対象施設数	3か所	3か所
扇橋開門の運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扇橋開門、防災船着場の一般開放</li> </ul>	一般開放見学者数	574名	978名
河川事業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害対策</li> <li>・河川工事監督</li> </ul>	住民説明会開催回数 対象工事件数	32回 54件	27回 107件

イ 収益事業(収1事業)

協会は、管理運営している公園等の売店・飲食店・駐車場等を経営することにより、施設の利用性の向上を図る公園収益事業を行っている。  
 また、河川事業未利用地の有効活用を図るため、都から有償で占用許可を受けて、定期駐車場を経営するなどの水辺収益事業を実施し、公園収益事業と合わせて公益目的事業の原資としている。  
 公園収益事業の常設施設は表43のとおりであり、水辺収益事業の常設施設は表44のとおりである。

(表43) 公園収益事業の常設施設

年度	売店	飲食店	自動販売機	その他売店	スポーツランド	ボート場	パークプレイス	駐車場
平成24年度	33	3	278	9	1	4	1	49
平成25年度	32	3	291	9	1	4	1	50

(単位：箇所)

(表44) 水辺収益事業の常設施設

年度	定期駐車場	
	施設数(箇所)	収容台数(台)
平成24年度	10	568
平成25年度	8	511

(2) 収支状況

協会は、公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計・収益事業等会計及び法人会計の3会計に区分し、経理している。  
 平成24年度及び平成25年度の比較正味財産増減計算書は、別表1のとおりであり、平成25年度における会計別の運営成績を示す内訳書は、別表2のとおりである。  
 平成25年度における収支状況は、経常収益が128億7,551万9千円、経常費用が128億2,888万9千円、経常外費用が668万9千円である。一般正味財産の期末残高は33億2,814万9千円であり、平成24年度(32億7,684万9千円)と比較して、5,129万9千円(1.6%)増加している。  
 平成25年度における経常収益は、平成24年度(130億1,066万9千円)と比較して、1億2,555万9千円(1.0%)減少している。また、経常費用は、平成24年度(131億7,473万9千円)と比較して、3億7,184万9千円(2.8%)減少している。これは主に、全国都市緑化フェア事業に係る収入及び経費の皆減により、事業収益及び事業費が減少したことによるものである。

平成25年度における各会計別の収支状況については、以下のとおりである。

ア 公益目的事業会計

本会計は、公1事業、公2事業及び公3事業の各事業に係る収支を経理するものである。経常収益は8.8億7,384万円であり、主なものは、指定管理料等の事業収益8.8億7,977万円であり、経常費用は、指定管理事業に係る委託費等の事業費9.3億3,401万円であり、正味財産は5.42万円で増加している。

イ 収益事業等会計

本会計は、公園収益事業及び水辺収益事業に係る収支を経理するものである。経常収益は4.0億1,327万円であり、主なものは、公園収益事業等の事業収益3.9億9,758万円であり、経常費用は、商品仕入費、賃借料等の事業費3.4億3,992万円であり、経常外増減額は、固定資産除却損によるもので6.68万円の減である。本会計から他会計へ4億9,420万円の振替処理などを行った結果、当期一般正味財産の増加は4,587万円で増加している。

ウ 法人会計

本会計は、協会の管理運営に係る収支を経理するものである。経常収益は雑収益3.4万円で、経常費用は、人件費等の管理費2,894万円であり、差額2,860万円については、収益事業等会計から振替処理を行った。

(3) 財政状態

平成24年度及び平成25年度の比較貸借対照表は、別表3のとおりであり、平成25年度末における会計別の財政状態を示す内訳書は、別表4のとおりである。平成25年度末における財政状態は、資産合計が8.1億9,045万円で、負債合計が2.0億5,391万円で、正味財産合計が6.1億3,654万円であり、資産合計は、平成24年度(8.5億4,146万)と比較して、3億5,101万(4.1%)減少している。これは主に、現金預金等の流動資産が3億1,537万(3.1%)減少したことによるものである。負債合計は、平成24年度(2.4億7,558万)と比較して、4億2,167万(17.0%)減少している。これは主に、未払金等の流動負債が4億5,587万(17.0%)減少したことによるものである。この結果、正味財産の合計は6.1億3,654万(1.2%)増加している。

平成25年度における各会計別の財政状態は、以下のとおりである。

ア 公益目的事業会計

資産合計は5.7億6,655万円であり、内訳は、緑化特定資産(東京都都市緑化基金)等の固定資産3.6億8,037万、現金預金等の流動資産2.0億8,618万(17.0%)である。負債合計は1.7億4,567万円であり、内訳は、未払金等の流動負債1.4億4,120万(82.0%)、退職給付引当金等の固定負債2億6,335万(152.0%)である。正味財産合計は4.0億6,199万円であり、内訳は、東京都出せん金等の指定正味財産2.8億8,399万、一般正味財産1.2億5,359万(30.9%)である。

イ 収益事業等会計

資産合計は2.4億2,327万円であり、内訳は、現金預金等の流動資産1.5億5,119万、その他固定資産(建物、構築物等)等の固定資産8億7,208万(363.0%)である。負債合計は3億4,872万円で、内訳は、未払金等の流動負債3億4,767万(100.0%)、退職給付引当金等の固定負債4,396万(12.5%)である。正味財産合計は、一般正味財産2.0億7,454万(50.0%)である。

ウ 法人会計

資産合計、負債合計とも6.1万円であり、資産は現金預金、負債は未払金等の流動負債である。

(4) キャッシュ・フローについて

平成24年度及び平成25年度の現金預金の動きは別表5「比較キャッシュ・フロー計算書」のとおりである。平成25年度について見ると、事業活動により1億5,149万、投資活動により1億1,037万、財務活動により2,968万(それぞれ資金の減少が生じている。その結果、現金及び現金同等物が、2億8,221万(25.0%)減少している。